資料 1

## 1 協議会規約の改正案

○組織改変により改正(別表1, 別表2)

## 熊毛地域の県管理河川における 水防災意識社会再構築協議会規約

#### (名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づ く都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「熊毛地域の 県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という。) と称する。

#### (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことにより、平成29年1月に社会資本整備審議会から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」の答申がなされたことを踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象庁、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、かつ計画的に推進することにより、熊毛地域の県管理河川流域において、洪水氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

#### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、甲女川、安房川、その他熊毛地域の県管理河川流域における二級 河川を対象とする。

#### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

#### (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検 討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ 又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難,的確な水防活動及び熊毛地域の県管理河川流域の水害に強い地域づくりを実現するために,各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し,共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を 確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

#### (協議会の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開 と見なす。

#### (協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を 得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認 を得た後、公表するものとする。

#### (事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、熊毛支庁建設部建設課に置く。

#### (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

第11条 本規約は、平成30年 3月23日から施行する。

第11条 本規約は、平成31年 3月28日から施行する。

別表1 熊毛地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会

組織		役職				
市町村	西之表市長,中種子町長,南種町長					
	屋久島町長					
気 象 庁	鹿」	<b></b> 見島地方気象台長				
鹿児島県	本 庁 災害対策課長					
	河ノ	川課長				
	熊毛支庁 総務企画部長・屋久島事務所:					
	建調	设部長				
(オブザーバー)	国	土 交 通 省				

### 別表 2 熊毛地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会幹事会

組織	í	受 職					
市町村	防災担当課長						
気 象 庁	鹿児島地ス	方気象台 防災管理官					
鹿児島県	本 庁 災害	対策課課長補佐兼情報対策					
	係長						
	河川	課 技術補佐					
	熊毛支庁 総務	企画部・屋久島事務所					
	総	務企画課長					
	建設	部・屋久島事務所					
	建	設課長					
(オブザーバー)	玉	土 交 通 省					

## 資料 2

- 2 減災に係る取組状況のフォローアップについて
- ○減災に係る取組方針(ハード,ソフト)
- ○主な取組事例(各機関)

#### 水防災意識社会再構築協議会(<mark>熊毛</mark>地域) 取組状況及び今後について(令和2年2月時点)

施等				20 to 11 00 to	実施済●・実施予定年〇							
施策 番号	実施内容	主な取組内容	引き続き実施 平成30年度から実施 (古川川) 検討・H29年度から実施	関係機関名	H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以 降		
	洪水を安全に流すた	·流化能力対策(河道掘削, 護岸整備等)		鹿児島県	•	•	•	•	0	0		
◆ハード対	めのハード対策	(甲女川,湊川,古川川)		IES JU AU SIK			•	•	0	0		
対策の主な	避難,水防,緊急排 水等復旧に資する基 盤等の整備	・河川情報を提供する危機管理型水位計等の検討・ 設置	(熊毛地域はH31から	鹿児島県	•	•	•	•	0	0		
取組内容	施設の確実な機能確	・河川等が有効に機能するよう。寄洲除去・堤防伐 採等の推進	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0		
	保	<ul><li>・洪水時に適切な施設運用が出来るよう。河川管理施設の長寿命化対策</li></ul>	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0		

#### 水防災意識社会再構築協議会(<mark>熊毛</mark>地域) 取組状況及び今後について(令和2年2月時点)

施策	8408		□ +m n± +0	88 /式 +W 88 A7		5	<b>尾施済●・</b> 実	(施予定年(	)	
番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名	H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以 降
ı	円滑かつ迅速な避難	水害リスク等を踏まえたホットライン(出水時におけ る河川管理者からの情報提供等)の構築を行い、鹿 児島地方気象台の発表する予測を含めた雨量情報	平成30年度から実施	鹿児島県			•	•	0	0
	のための取組	の提供を行う。 (甲女川)		西之表市			•	•	0	0
<sup>無番</sup> ◆ソフト対策の主な取組内容①	防災情報の確実な伝 達		平成30年度	西之表市			•	•	0	0
		防災行政無線個別受信機の普及	整備済み	中種子町	•	•	•	•	0	0
			平成31年度	南種子町	•	•	•	•	0	0
			整備済み	屋久島町	•	•	•	•	0	0
● Po			引き続き実施	西之表市	•	•	•	0	0	0
		消防団による周知・公報	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
		用財団による周知・公報	引き続き実施	南種子町	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	屋久島町	•	•	•	•	0	0
		エリアメールによる周知・広報	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
		プッシュ型スマートフォン用アプリの整備(西之表市 アプリで検索)	引き続き実施	西之表市		•	•	•	0	0
		Lアラートによるメディアを介した情報発信及び河川 砂防システムによる情報発信	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
ソ	適切なタイミングでの情報発信	確実な避難を促すため、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	平成31年度から実施	鹿児島県				•	0	0
<b>F</b>			平成31年度から実施	西之表市				•	0	0
策			平成31年度から実施	中種子町				•	0	0
主な			平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
取			平成31年度から実施	屋久島町				•	0	0
容 ①	視覚的にわかりやす い情報発信	水位計や河川カメラ等によるきめ細やかな河川情 報の提供	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
		地域住民の確実な避難を行うための浸水実績等の 整理・公表	引き続き実施	鹿児島県		•	•	•	0	0
			平成31年度から実施	西之表市				0	0	0
		要配慮者利用施設等避難訓練の促進	平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
			平成31年度から実施	屋久島町				0	0	0
	浸水区域等のリスク 情報の周知	新たな水位周知河川の検討及び指定	平成30年度から実施	鹿児島県	-	-	•	•	0	0
			平成31年度から実施	西之表市				•	0	0
		浸水範囲内にある避難所及び避難路の見直し検討	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
		バス・ハキビビルドコ〜の√の 起発力   及い 起発的 り 先 直し快計	平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
			平成31年度から実施	屋久島町				•	0	0

#### 水防災意識社会再構築協議会(<mark>熊毛</mark>地域) 取組状況及び今後について(令和2年2月時点)

施策 番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名		§	実施済●·∌	₹施予定年(	) I	
番号	Z/ICF 1-1	上 'ひ-4人 利益 ドナロ	□ 13x ± 0 7 <del>0</del> 1	大  水	H29.3以前	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度以 降
				鹿児島県			•	•	0	0
				西之表市			•	•	0	0
		水防意識再構築のための啓発活動の実施	引き続き事施	中種子町				•	0	0
			3124,00254,00	南種子町			•	•	0	0
				屋久島町			•	•	0	0
				鹿児島気象台			•	•	0	0
水防意識再構築のための啓発活動の実施 引き続き実施 南種子町 屋久島町		•	•	0	0					
				西之表市			•	•	0	0
	会の醸成のための支	教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施	引き続き宇施	中種子町			•	0	0	0
	援		TO NIC XIII	南種子町			•	•	0	0
				屋久島町			•	•	0	0
				鹿児島気象台			•	•	0	0
ソ			平成30年度から実施	西之表市			•	•	0	0
<b>F</b>			平成31年度から実施	中種子町				•	0	0
策			平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
の主な取組内容			平成31年度から実施	屋久島町				•	0	0
		地域住民が安全に避難出来るよう, 地区防災計画 の推進・支援	平成30年度から実施	西之表市			•	•	0	0
		自主防災組織支援、水防災教育等の講師・アドバイ ザー育成・支援	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
			平成30年度から実施	西之表市			•	•	0	0
			平成31年度から実施	中種子町				•	0	0
			平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
			平成30年度から実施	屋久島町			•	0	0	0
	自主防災組織等への		平成30年度から実施	鹿児島気象台			•	•	0	0
	支援		引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	西之表市	•	•	•	•	0	0
		災害時に迅速な避難が出来るよう。地域の防災リー ダー育成や自主防災組織の育成・強化・支援	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
		ァードルトロエ州火和瀬の月以・漁化・又抜	平成31年度から実施	南種子町				•	0	0
			平成30年度から実施	屋久島町			•	0	0	0
			平成30年度から実施	鹿児島気象台			•	•	0	0

水防災意識社会再構築協議会(<mark>熊毛</mark>地域) 取組状況及び今後について(令和2年2月時点)

施策番号	実施内容	主な取組内容	目標時期	関係機関名		1	実施済●・϶		l	R3年度以
			引き続き実施	鹿児島県	H29.3以前	H29年度末 ●	H30年度末 ●	R1年度末 ●	R2年度末	降 O
1			引き続き実施	西之表市	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	中種子町	•	•	•		0	0
		防災技術力向上と各構成機関の連携強化を目的と した防災訓練や勉強会の実施				•		•		
			平成30年度から実施	南種子町			•	•	0	0
			平成30年度から実施	屋久島町			•	•	0	0
			平成30年度から実施	鹿児島気象台	_	_	•	•	0	0
	関係機関及び地域		引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
	住民と実施する訓練 等		平成30年度から実施	西之表市			•	•	0	0
		災害時に迅速な避難誘導が出来るよう。各構成機 関と自主防災組織等が連携した要配慮者等の避難 訓練の実施	引き続き実施	中種子町	•	•	•	0	0	0
		訓練の実施	平成30年度から実施	南種子町			•	•	0	0
			平成31年度から実施	屋久島町				0	0	0
			平成30年度から実施	鹿児島気象台			•	•	0	0
		要配慮者利用施設等避難訓練の促進	平成30年度から実施	西之表市				0	0	0
			引き続き実施	南種子町		•	•	•	0	0
フ			平成31年度から実施	屋久島町				•	0	0
対策の主な取組内			引き続き実施	西之表市	•	•	•	•	0	0
		適切な水防団(消防団)人員の確保	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
		题到45小时间(沿时间)人民交通	引き続き実施	南種子町	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	屋久島町	•	•	•	•	0	0
		地元建設業等と連携した水防活動の実施	引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	西之表市	•	•	•	0	0	0
			引き続き実施	南種子町	•	•	•	•	0	0
			平成31年度から実施	屋久島町				0	0	0
	<b>ウェンド</b> (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
	確実な水防活動への 支援		引き続き実施	西之表市	•	•	•	•	0	0
		適切な水防活動を行うため、保有水防資機材の定期的な点検確認と情報提供	引き続き実施	中種子町	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	南種子町	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	屋久島町	•	•	•	•	0	0
			引き続き実施	鹿児島県	•	•	•	•	0	0
			平成30年度から実施	西之表市			•	0	0	0
		堤防の変状等河川巡視結果の情報共有の推進	平成31年度から実施	中種子町				0	0	0
			引き続き実施	南種子町	•	•	•	•	0	0
			平成30年度から実施	屋久島町	•	•	•	•	0	0
			. 1990年1997年	/로/기메리						

#### 全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等) 国土強靱化 河川

概 要:平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所 等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が 生ずる等の河川約2,340河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を 実施する。

府省庁名:国土交通省

### 洪水氾濫等に対応した樹木伐採・掘削等を実施

笛 所: ①国:約140河川

②都道府県等:約2,200河川

近年浸水実績がある箇所又は、浸水想定区域の家屋数が

一定以上ある筒所又は、重要施設がある筒所

期 間:2020年度まで

実施主体:国、都道府県 等の河川管理者

容:樹木伐採・掘削等を行うことで、近年の主要洪水等に 内

対して氾濫を防止

達成目標: 氾濫による危険性が特に高い等の区間において、

樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね

解消





樹木伐採の事例

## 鹿児島県

## 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果

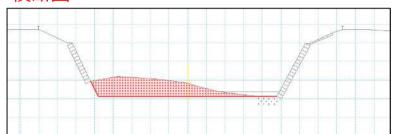


◆国土強靱化:「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)」を推進

樹木繁茂・土砂堆積等による洪水氾濫の危険箇所において、河道掘削等を行い、樹木・堆積土砂等に

起因した氾濫の危険性を解消しました。

## 横断図







(①:対策前)



(1):対策後)



(②:対策前)



(②:対策後)



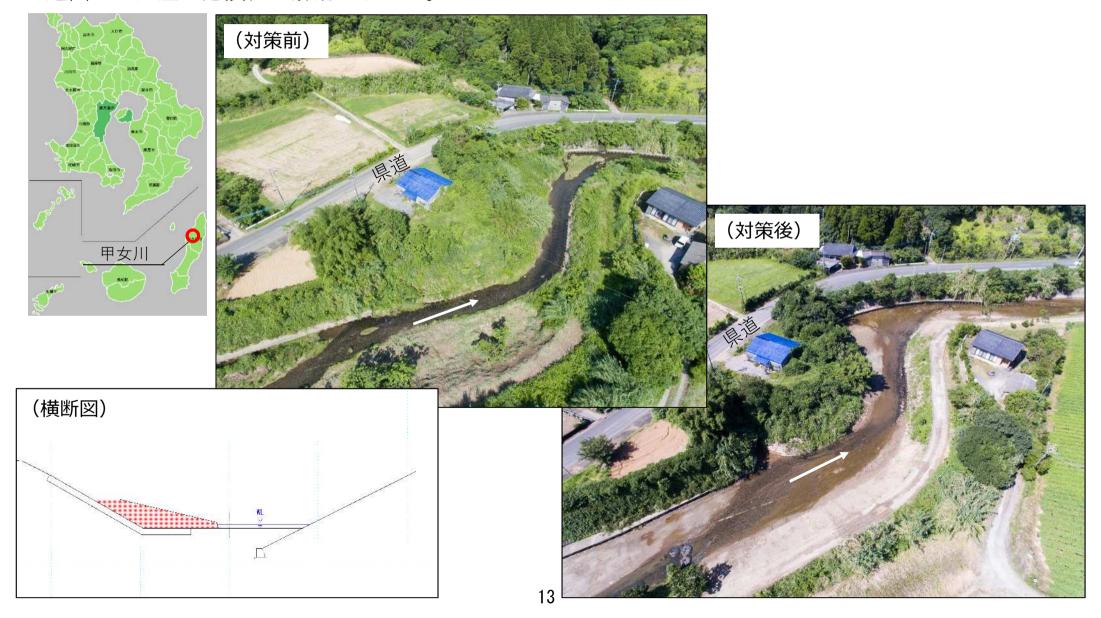
| 鹿児島県農業試験場熊毛支場

## 鹿児島県

## 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果



◆国土強靱化:「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)」を推進 樹木繁茂・土砂堆積等による洪水氾濫の危険箇所において、河道掘削等を行い、樹木・堆積土砂等に 起因した氾濫の危険性を解消しました。



# 危機管理型水位計の水位情報について

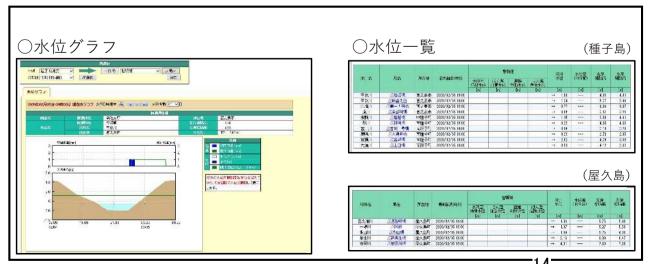
## 【目的】

- ◆ 県が管理する中小河川において、洪水時の観測に特化した低コストの水位計(危機管理型水位計)を設置し、近隣住民の避難を支援
- ◆ 熊毛地域では14河川, 15箇所の危機管理型水位計を令和元年度に設置

## 【水位観測方法】

◆ 河川管理者が指定した一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え, 10分以内毎 に水位データを送信

## 【河川砂防情報システム】



## 【危機管理型水位計】

○甲女川 (榕城橋)



# 危機管理型水位計設置箇所一覧

<b>卡图</b> 尼尔	【現】	河川名		河川延長	流域面積		/ <del>/**</del>	<b>=</b>					
振興局名	市町村名	水系名	河川名	(km)	(km²)	橋梁名	よみがな	河口からの距離	地名(字名)	備	考		
				甲女川	田七川	7.5	20.6	榕城橋	ようじょうばし	3k810	西之表		
	西力丰市	中女川	甲女川	7.5	20.6	新岳之田橋	しんたけのだばし	6k670	岳之田				
	西之表市	川脇川	川脇川	6.0	19.6	第2上之町橋	だい2かみのちょうばし	8k260	古田				
		湊川	湊川	8.0	18.6	満徳川橋	まんとくがわばし	10k490	横山				
能毛士庁	中種子町	熊野川	熊野川	2.5	3.5	塩屋橋	しおやばし	0k960	塩屋				
熊毛支庁	南種子町	郡川	郡川	6.5	17.3	河内橋	かわちばし	6k090	中ノ上				
		古川川	古川川	1.3	1.8	古川1号橋	ふるかわ1ごうばし	0k220	島間				
		鹿鳴川	鹿鳴川	5.1	10.8	大渡瀬橋	おおわたせばし	4k235	西之				
		宮瀬川	宮瀬川	3.0	11.1	宮瀬橋	みやせばし	2k890	管原				
		大浦川	大浦川	5.0	11.6	山田橋	やまだばし	4k075	平山				
		宮之浦川	宮之浦川	5.0	62.8	唐船峡橋	とうせんきょうばし	1k/200m	宮之浦				
		一湊川	一湊川	4.0	14.5	岡橋	おかばし	0k/700m	一湊				
屋久島 事務所	屋久島町	永田川	永田川	2.3	36.3	永田橋	ながたばし	0k/500m	永田				
3 3,3,7,1		栗生川	栗生川	3.0	51.4	新栗生橋	しんくりおばし	1k/200m	栗生				
		安房川	安房川	13.3	86.1	安房川橋	あんぼうがわばし	0k/500m	安房				
	1市3町	_	_	_	_								

## 教育機関等と連携した水防災学習・教育の実施

鹿児島地方気象台

気象台が実施する大雨防災ワークショップは、洪水等による災害の知識や身を守るための方法及び気象庁が発表する警報・注意報等を理解していただくレクチャーを行った後、参加者がグループワークで「経験したことのない大雨」に対する準備や避難行動等について話し合い、その結果を発表することで、「大雨から命を守るために自らの判断で行動をとることができる」スキルの醸成を目的としている。







2019.10.24 中種子町 星原小学校(26名)

## 水防意識再構築のための啓発活動の実施 西之表市

- 〇市広報誌で梅雨時期等の備えについて掲載(6月号 出水期前) 全戸配布
- 〇市防災SNS、テレビデータ放送で、災害警戒時の注意喚起等を実施(随時)
- 〇市職員・市民等の防災意識向上のため、過去の豪雨災害パネル展を実施(6月中)



市防災SNS(種子島防災にしのおもて) での広報



過去の豪雨災害パネル展を実施

## 岩岡地区 防災避難訓練

#### 目的

避難訓練を実施することにより避難経路を確認し、災害時のパニック状態を抑制し手順を覚えるとともに、自分と家族の命は自ら守る「自助」と地域のみんなで助け合い支え合う「共助」を主体的に実践する場とし、併せて関係機関の連携強化を図る。

#### 日時

令和元年11月10日 7時から

#### 地 域

中種子町 岩岡地区

#### 参加人数

• 町防災	協力会	2 名	ı
• 町消防	寸	2 名	ı
・岩岡分	寸	15 名	I
• 各分団	長	7名	ı
• 分遣所		7名	ı
• 役場		9名	ı
• 校区長		1名	ı
• 警察署		4 名	ı
• 学校関	係者	2 名	ı
<ul><li>訓練参</li></ul>	加者	209 名	ı
<ul><li>合計</li></ul>	計	259 名	ı



避難所案内板

災害本部

### 南種子町西之地区 住民参加型の防災訓練(予定)

- ◇ 消防団と合同での避難訓練を実施
- ◇ 災害対策本部との情報伝達訓練や避難誘導訓練の実施

#### 【訓練の概要】

1. 開催日時:令和2年3月22日

8時~10時(予定)

2. 開催機関:住民、行政、消防団

3. 訓練参加者: 100人

4. 主な訓練内容

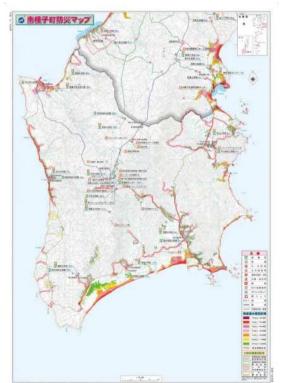
情報伝達訓練、避難誘導訓練、警戒巡回等

## 写 真

写真説明•••

### 住民等への周知に関する取組

- ◇ 南種子町防災マップを作成し、住民に周知 を図る。(3月末配布予定)
- 1. 災害リスクに備え、土砂災害警戒区域等を図面に落とし込み、住民に配布し周知を図る。
- 2. 防災マップの配布により、住民の自助・共助意識を高め、災害時の被害を最小限に抑える。



町内全域のマップ及び町内を8地区に区分した、各地区ごとの防災マップを作成し、住民に配布する。

## 防災研修の実施について【大雨災害】

## 【研修概要】

土砂災害警戒区域内にある、屋久島町立八幡小学校において、『大雨の際の行動』や『土砂災害』についての防災研修を実施した。講師に県防災アドバイザーの井村先生を招き、令和元年5月に本町で発生した大雨災害などを例に、大雨の際の行動や日頃の備えについて講和をしていただいた。

- 1) 実施日
  - 令和2年2月5日(水) 14:25~15:25
- 2) 実施地区名鹿児島県熊毛郡屋久島町平内
- 3) 参加人数約50名
- 4) 実施内容 防災研修(大雨の際の行動について)
- 5) 参加機関 屋久島町立八幡小学校、平内地区住民、屋久島町



大雨の際の行動についての講和



生徒の保護者や地域住民も参加

## 資料 3

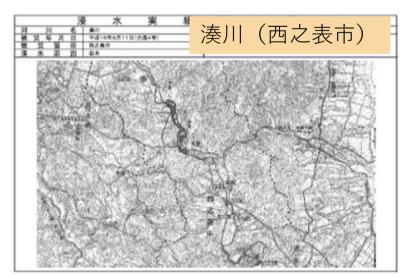
## 3 浸水実績の周知徹底について

- ○浸水実績の県ホームページでの公表
- ○新たな浸水実績の情報収集及び情報の共有

# 〇浸水実績の県ホームページでの公表

浸水実績については、地域の水害危険性の周知を図ることを目的として、市町村や住民等に、平常時から地域にどのような水害が発生する可能性があるのか理解していただき、水害時の的確な避難につなげるよう、これまで資料提供を行っていますが、さらにより多くの県民の方々へ情報提供を図るため、これまで把握している浸水実績について、県ホームページで公表しています。

県ホームページ公表層 ホーム>社会基盤>河川・砂防>水防>過去の浸水記録~浸水実績~





# 〇浸水実績の県ホームページでの公表









# 〇浸水実績の再確認

- ・これまでに把握している情報のほか,役場や公民館等に残存する情報がないか,支庁等と役場が一体となって確認する。(例えば,公民館長等への聴き取り)
- ・確認した結果,新たに情報を得た場合,協議会において情報共有を図るとともに,県のホームページで公表する。

## 資料 4

## 4 水位周知河川の拡充に向けた検討

- ○水位周知河川の基本的な考え方(案)
- ○今後の進め方

### 水位周知河川の拡充に向けた検討

#### 1 現状

- 〇 洪水予報河川・水位周知河川として指定されている県管理河川は、12水系19河川。
- 国から、今後の拡充を求められている。
- 2 水位周知河川の基本的な考え方(案)

次の指標を基にして、水位周知河川の候補を整理する。

- 河川の重要度→計画規模(治水安全度)の考え方を参照
  - 都市河川: 有無(人口集中地区の人口が3万人以上,人口が30万人以上の都市)
  - 市街化率:50%
  - 流域面積: 30km2, 100km2, 200km2
  - ・ 河川沿川;家屋数,ライフライン等
  - 築堤河川
- 〇 地域の拠点となる市役所、役場
- 〇 災害医療拠点(県地域防災計画)
- 〇 防災拠点(道の駅)(県地域防災計画)
- 〇 要配慮者利用施設(特に,病院施設,福祉施設)

## 3 今後の進め方

- 〇 「基本的な考え方(案)」に基づき、候補河川の選定作業を 行う。
- 〇 県全体の結果として取りまとめた上で、鹿児島県として、今 後の指標となる「基本的な考え方」を策定する。
- 〇 「基本的な考え方」に基づき選定した対象河川について,幹 事会及び協議会で協議する。
- 協議結果を踏まえ、新たな水位周知河川を指定する。

## 5 量水標の必要性について

○地域の実情を踏まえた量水標の設置を検討する。

## 量水標設置の必要性

・水害時の的確な避難にあたっては,市町村や住民等に,平常時から地域にどのような水害が発生する可能性があるかを理解していただくとともに,実際の洪水時には,現にそのような水害が発生する事態になっているかを河川の状況に応じて把握して頂くことが重要である。

## →ソフト対策として状況把握には、量水標が有効。

- ・平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、平成29年1月11日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」において、確実な避難の確保を図るため、水位周知河川の指定を促進するべきとされた。
- ・今般の異常気象や台風による,中小河川における逃げ遅れ等による甚大な人的被害の発生を踏まえ,浸水想定や河川水位等の情報提供を行い,確実な避難の確保を図ることが必要とされている。

地域の水害危険性の周知 に関するガイドライン (第2版)

平成30年12月

国土交通省水管理·国土保全局 河川環境課



よって,地域の水害危険性の周知に関するガイドライン(第2版)を参考に量水標設置に向けた検討を行う。

# 量水標設置箇所の検討

設置箇所については以下のポイントを参考に、各市町ごとに検討

- ①地域住民の避難行動に資する箇所
- ②氾濫危険水位等を設定している河川や河川監視カメラを設置して いる河川
  - 等を優先的に選定
- ③ 既存の水位計設置箇所
- ④その他,必要に応じた地域住民の避難行動に資する箇所

## 資料 6

## 6 マイタイムラインの作成について

○令和2年度にマイタイムラインの作成の研修会開催予定

## 『マイ・タイムライン』をつくってみよう!!

「台風が発生」してから「川の水が氾濫」するまでのそなえを

かんが だいふう はっせい かつ みず はんらん みんなが考えた「台風が発生」してから「川の水が氾濫」 するまでのそなえが『マイ・タイムライン』だよ!





5時間前

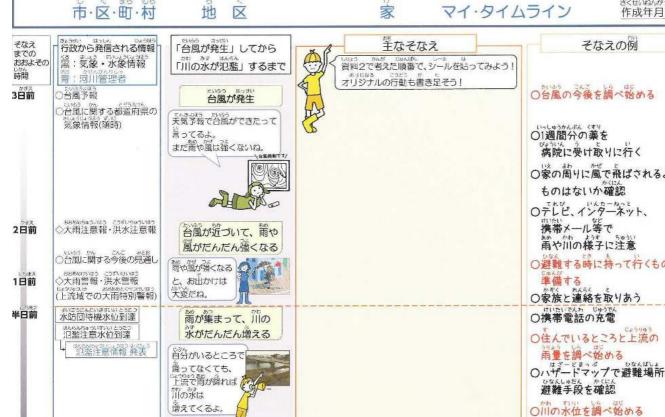
3時間前

D時間



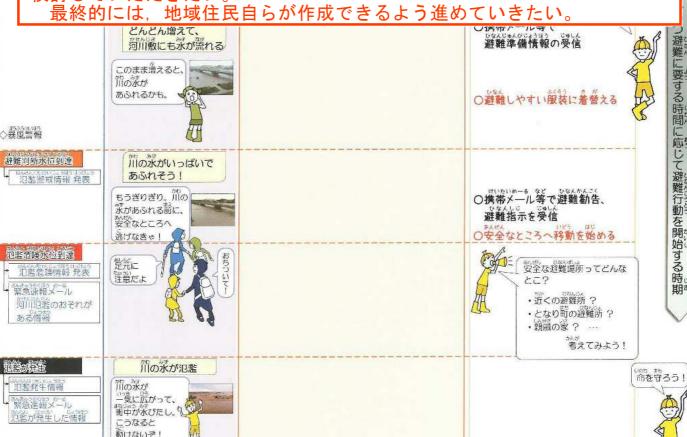
さくせいねんがっぴ

は日 か月



南風が強くなる前。 のあかせっよ 買い物は、 爾や嵐が強く なる前に ○家の簡りに風で飛ばされるような すませておこう に行うべき事項をすませておく時期 〇避難する時に持って行くものを Oハザードマップで避難場所、 水位等

県及び市町村の防災担当職員を対象に説明会を開催予定。 令和2年度. それを受け、各市町村において、地域住民対象の説明会の開催について、 検討していただきたい。



さしょうちょう はっぴょう あちあかりゅういほう &c はっぴょうじかん 気象庁が発表する大雨注意報等の発表時間は、イメージで記載しています。 避難動告等のタイミングは市区町村によって異なります。市区31対のタイムラインを確認して下さい。

に応じて避難行動 を開始す かする時期

はあく

に要する時間

期き